

日本心理臨床学会第 34 回秋季大会

対談

『児童養護施設で生活する子どもの支援をめぐって』

2015 年 9 月 18 日（金）

司会（富永） 30分まで少し時間がございすけれども、私のほうから皆さんに少しメッセージを送りたいと思います。この対談は一般公開になっており、きょうも児童養護施設関係の方や教育関係者の方も大勢お見えになっています。お越しいただき、感謝申し上げます。子どもたちが児童施設で、過去に非常につらい思いをしながら、施設の職員、教育関係者や医療従事者などの、さまざまなサポートの中で生活しているのが現状だと思います。非常に深い心の傷を抱えて、それが暴力や暴言といった形で施設や学校で表現されてしまう。そういったことを、ここにお集りの方々は身近に接して感じておられることと思います。

この対談は2時間を予定しています。この2時間の流れを、事前に皆さんにお伝えしたいと思います。最初の30分は、お二人の先生からプレゼンテーションをしていただきます。残りの1時間弱を対談に充てたいと考えています。そして対談の途中、25分ぐらいのところで、フロアの方からご意見、ご質問を受けます。一つずつ受けるのではなくて、5分間に次々に発言をしていただければと思います。マイクが二つありますので意見を申し上げたいという方は、事前にその近くにお越しいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは講師紹介の前に、私、司会は兵庫教育大学の富永と申します。どうぞよろしくお願い致します。

海野 海野と申します。よろしくお願い致します。

司会（富永） 講師の紹介を海野先生からお願いします。

海野 最初に西澤哲先生をご紹介申し上げます。先生は山梨県立大学人間福祉学部・福祉コミュニティ学科に在籍しておられます。専門分野は臨床福祉学、臨床心理学です。職歴の中に情緒障害児短期治療施設心理療法士、大阪府環境保健部の心理技師を経験され、その後に大阪大学教授、そして現職に至るという状態です。

続きまして田嶋誠一先生をご紹介いたします。先生は九州大学大学院人間科学部、また九州大学大学院人間環境学府人間共生システム専攻に在籍しておられます。教育心理学博士の教授でいらっしゃいます。専門分野は臨床心理学です。皆さん、ご存じかと思いますが、イメージ心理療法に関する研究で、壺イメージ法をオリジナルな技法として発案されました。近年では施設におけるいじめ、暴力問題への介入ということで研究されています。

ご著書には金剛出版『現実介入しつつ心に関わる』、同じく金剛出版『児童福祉施設における暴力問題の理解と対応』。西澤先生におきましても、誠信書房『子どもの虐待』『恐

怖に凍てつく叫び』などの翻訳本が多数あります。

それでは、先生方のプレゼンを始めさせていただきたいと思います。西澤先生、よろしくお願ひいたします。

西澤 紹介いただきました、山梨県立大の西澤といいます。よろしくお願ひします。私は神戸生まれの神戸育ちです。神戸は好きですが、今回ほど神戸に来るのが嫌だと思ったことはない。そういうプレッシャーの中で、きょうは私の考えをまずは聞いていただきたいと思います。今回与えられたタイトルが「児童養護施設で生活する子どもの支援をめぐる」ということで、心理臨床とソーシャルワークのはざまの部分かと思っています。私事ですが、私は 35 年前から心理家として児童養護施設を中心とした、子どもの家庭福祉の領域で仕事をしてきています。そういう中で子どもの心理臨床とともに子どもへのソーシャルワーク的な支援を、自分のフィールドワークの中心にしてきています。

今回、田嶋さんとのこの会談のきっかけとなったのは、いま富永先生がいわれたように施設の中で子どもたちの暴力の問題、特に今日、施設内虐待。これは法的には「被措置児童等虐待」と行政用語で呼びます。子どもに対する施設における暴力というのは、主に職員である大人からの暴力が主なターゲットになっていますが、実際のところ子ども間の暴力が、もしかしたらそれ以上に多いだろう。そこで子どもの施設の中における子ども間暴力の問題に、どのように私たちは関わっていけばいいのかということに焦点を絞って話をさせていただきます。

その上で今回の対談のきっかけになったのは、田嶋先生が提案しておられる安全委員会方式というやり方です。これについては、のちに田嶋先生のほうから話をされると思いますが、私はその方法、方式を批判していますので、そういったあたりに議論が向いていく形になるかと思っています。

最初にいま富永先生もいわれましたけれども、子どもたちは不適切な養育を受けて児童養護施設にやって来る。いわゆる虐待あるいはネグレクトという状態で、施設にやって来ることになります。そうした不適切な養育が、子どもにはさまざまな否定的影響を与えますが、会談の趣旨に沿って子どもたちの怒りと攻撃性を中心に、そのあたりを見ておきたいと思います。

一つはいうまでもなく虐待、ネグレクトの体験は、臨床精神医学的というと複雑性のトラウマ障害であることから、これは公式の診断基準はできていませんけれども、Complex PTSD あるいは DESNOS といった診断名が提案されています。もう一つはアタッチメン

トの問題です。虐待、ネグレクトを受けてきたお子さんは乳児期から幼児期にかけて、そのプロトタイプが形成されるべきアタッチメントが形成不全あるいは非形成、無形成の場合もありますが、そういったアタッチメントの問題に関連した障害がありましよう、ということになります。

もう一つ、これは心理臨床というよりはむしろソーシャルワーク、社会福祉の問題ですが、いまの児童養護施設の大半が戦後の戦災浮浪孤児対策としてスタートしています。その延長線上に集団管理的養育、これはずっと批判はされ続けているわけですが、それでも生き延びているという大変ですが、今日の施設養育に大きく影響を与えているということが、子どもの怒りや攻撃性を理解する上では中心的な概念になっていくだろうと考えます。

まず複雑性トラウマ障害です。いくつもの生活上の困難を引き起こすわけですが、怒りや攻撃性という部分ではトラウマの再現性であったり、あるいは怒りの制御困難という状態を子どもにもたらすといえます。二つ目は反応性アタッチメント障害です。アタッチメントの機能として非常に重要なものが、感情、感覚の調整機能となっていると思います。やはりアタッチメントが形成されていないと、子どもたちは自分の感情や感覚を調整することがなかなか困難な状態に陥る。最後は集団管理的養育です。これはあとでもう一度細かく見ていきたいと思いますが、施設に入ってくる以前の体験ではなくて、施設養育そのものが子どもに否定的な心理的、行動上の影響を与えると認識されていいだろうと思います。

そういったものがどういった形で理解されるかという、このフロアにどれほど施設関係者がいらっしゃるか分かりませんが、入所理由が不明であるという子どもたちがいまだに多く存在すると思います。自分がなぜ施設で生活しなければいけないのか、ということを理解できていない。あるいは理解できていないということの前提には、それをちゃんと伝えられていないということがあります。

それから心理臨床の方々ほどの程度ご案内は分かりませんが、児童福祉法の年齢制限の問題があります。児童福祉法は、18歳未満までの子どもたちに対する福祉的な支援を定めたものです。すなわち18歳になると、子どもたちはたとえば施設でのケアは受けられない、18歳以降の自分の生活が想像できない、イメージできないという状態も起こってきます。

それから家族に対する認知、感情の混乱。自分が家族と分離されて生活している。施設にやって来ている理由が分かっていない子どもたちにとっては、なぜ自分が家族と分離さ

れなければいけないのか。たとえばケースによっては自分だけが施設に入って、下の弟や妹は親と一緒に生活をしているといった子どもたちも少なくありません。そういう子どもたちにとって、なぜ自分が家庭から、家族から分離されて施設に入所しなければいけないのか、それを理解することは非常に困難です。そして支配的、管理的な集団養育、これは戦後の遺物ですが、残念ながらいまだに残っている状態が指摘されようかと思います。

こうしたことがどのような影響を子どもに及ぼすのかということですが、まず自分がどうして施設に入所しているか分かってないという子どもたちは、非常に強い無力感を持ててしまいます。自分が施設に来る理由が分からない。さらに加えて、たとえばいまの児童福祉法では子どもが赤ちゃんもしくは初期幼児の場合には、乳児院という施設で養育されます。その後、年齢が高くなると、今度は児童養護施設という場所に移される。自分たちは、なぜ乳児院という場所から児童養護施設に移されたんだろう、これも分からない。

こういう体験が社会的養護の子にはとても多い。それはある意味、自分の人生を他人に委ねてしまう、自分で自分の人生をコントロールできない状態という強い無力感をもたらします。この無力感が背景になって、子どもたちには強い支配性、他者を支配しようという傾向が表れるだろう。これが一つには、施設内での子ども間の暴力の問題につながっていくのだろうと理解されます。

それから施設にいたことができるのは18歳までだと、この子どもたちは知っています。逆にいえば18歳以降、自分がどうなるのかというのは分からない。そのような状態から子どもたちには時間展望の不在、それに伴う自暴自棄的な態度が生じててしまいます。18歳以降の自分の姿が想像できない。ある子はこのように語りました。自分は勉強が好きだった。勉強が好きでも、18歳になったら施設を出ていかなければいけない。だとすると自分は大学に行けるはずがない。だとしたら勉強を好きな自分でいたくない。勉強を嫌いになろうとして非行の子どもたちと一緒に行動することによって、さまざまな暴力行為を犯したという子もいます。18歳以降の自分がイメージできないときに、人は頑張っていまを生きようとするだろうと思うわけです。その結果として、自暴自棄的な態度が随所に表れることになります。

家族に対して認知、感情の混乱が生じている場合に、自己帰属認知と見捨てられ感というものが色濃く表れるように思います。自己帰属認知というのは唐突な言い方かもしれませんが、自分が施設に入ったのは自分のせいだというふうに、自分に施設措置の原因を帰属させるといった認知傾向です。ありていにいえば自分が悪い子だったから、親は自分を

見捨てたんだ、それで私は施設に来ざるを得なかったんだ。そのような認識が起こります。この、自分が悪い子だったということ、だから親から見捨てられたんだ。これは一般的に子どもに非常に見られる認知傾向で、これがまた激しい怒りに転じていくと考えることができます。そして支配的、管理的な集団養育は、自分が個として見てもらうことができない、「子どもたち」という集団として扱われる、自分の個のニーズに誰も気付いてくれない。そういう生活環境をもたらします。

その結果、子どもたちは安心感の欠如という状態、自分が誰かに守られている、誰かが自分のことを理解して、支援してくれているという感覚が持てませんから、安心感の欠如となり、そうした子どもたちは人を支配する。先ほどもいいましたが、無力感に由来する支配性と同じように、人間関係を支配、被支配の関係で営もうとしてしまいます。

今回、このトピックスが問題になるかどうか分かりませんが、こういったところから実は児童養護施設の中では同性間、多くは男の子間ですが、性加害・被害の連鎖が起こっています。男の子が男の子に対して性的な加害行為を行う、被害を受ける。その背景には、いま申し上げたような支配、被支配の関係があるだろうと分析されます。

いろいろ研修会、講演でしゃべりましたが、こんなに緊張して話したのは初めてで、いま、本当に自覚しました。そうとうストレスが高いんだと思います。

そのような状況の中で子どもたちは何を必要としているのか、あるいは私たち、子どもに関わる養育者は、子どもに何を提供すべきなのかということを少し論じていきたいと思っています。

まずは専門用語をまったく使うことができないほどの平文の言葉ですが、依存、愛情欲求の充足のためのニーズとケアの個別化。個別化という言葉は、耳なじみはないかもしれませんが、施設にいるとはいえ、すべての子どもは一人一人異なったニーズを持っている。こういったニーズの個別性を、われわれ支援者はちゃんと理解しなければいけない。そしてそのニーズに沿った、個別的なケアを提供していかなければいけない。

たとえば施設は、ルールがすごく多いところもたくさんあります。これは個別化の反対で集団化、集合化になりますが、やはり子どもたちが必要としているのは個別的なケアであると思います。そして依存、愛情欲求の充足です。きょうは私の専門のところをあまり論じる時間がないので申し訳ないのですが、虐待、ネグレクトを受けてきた子どもたちはいろいろなダメージを受けています。最も大きな特徴を一つ挙げろといわれれば、子どもとしての依存欲求、愛情欲求が満たされていない。自分が大事にされた、愛されたという

経験が欠落している。それがあって、いわゆる虐待の世代間連鎖にもつながっていく。自分自身が虐待を受けて育った子どもたちが、成長後に自分の子どもを虐待してしまうという世代間連鎖現象が説明されることになります。養護施設にいる段階において、そこに対する丁寧なケアをしていく、丁寧なお世話をしていくことが、まずは何をもっても必要とされることである。

ただ、これができていない現実もあります。その現実に対しては、われわれはこういった丁寧なケアを可能にするための必要な養育の個別化を行っていかなければいけない。ルールで子どもを支配し管理するのではなく、子どものそれぞれのニーズに応じた養育を提供していかなければならないし、これは社会福祉、子ども家庭福祉のほうの言葉では「ケアの小規模化」といいます。たとえば児童養護施設というと昔は 50 人、60 人、場合によっては 100 人、200 人の定員の施設が、1 世帯が 50 人、60 人の子どもで構成されている状態で生活をしていました。それでは人間的なケアはできないだろうということで、国際的な WHO や国連の勧告もありますが、日本でも個別、小規模の単位でのケアを行っていくという動きがあります。

そしてさらに国際水準に見合った人的資源の確保。つまり日本の施設というのはよくいますが、いまは 1 対 4、子ども 4 人に対して大人 1 人の配置となっていますが、これでは当然、個別的なケアはできません。よく例に出すイギリスの施設では、子ども 1 人に対してケアワーカー、専門的な養育者が 2 人の配置、2 対 1 の配置になっています。心理臨床の方々はどこまでご存じか分かりませんが、福祉の水準についていえば日本は本当に後進性が発揮されており、発展途上の段階にあるといっても過言ではない状態です。そういう状態では、やはり子どもたちの個別のニーズをちゃんと把握し、それに沿った個別的な支援を行うことができないので、ここも改革していかなければいけない大きな問題の一つだと考えています。

いったん個別的なケアの中で養育者、これは施設ではケアワーカーと呼んでいます。そのケアワーカーとの個別的な信頼関係を、子どもが取り結べるようにする。子どもの年齢が若い場合には、そこにはアタッチメント概念で、健康的なアタッチメントの形成を目指してケアをしていく。そしてその養育者、ケアワーカーから守られているという安心感を。自分を担当してくれているこの人は、自分のことをよく分かっていて、自分のことをケアしてくれているんだという感覚から、守られているという感覚、安心感を形成していく。そのような安心感の下で、子どもたちは人を支配しようとすることを放棄できるようにな

っていく。これが、私が考える構造になります。

そしてもう一つ、私は 35 年、施設の子どもたちと付き合ってきて、この 10 年で年々強く思っているのは、子どもたちにとっていかに家族が大事かということです。そういう意味では、ファミリーソーシャルワークという概念が提唱されて 10 年になりますけれども、施設には家庭支援専門相談員という専門職も配置され、ファミリーソーシャルワークの展開が図られています。子どもたちのケアにとって、ファミリーソーシャルワークがいかに重要であるか、家族の問題の整理がいかに重要であるか、そしてそれがいかに子どもたちの暴力や攻撃性を減じていくかということを、日々、経験しています。

そこでファミリーソーシャルワークの点に絞って、少し話をさせていただきたいと思います。子どもたちにとって何が重要かというと、自分がなぜこの施設にやって来ているのかすら、分かっていない子どもたちが多くいます。そういう子どもたちに対して、あなたの家族はこのように誕生して、このように成長してきた。その経過の中で、あなたに対して暴力があったり、ネグレクトがあるという、いわゆる不適切な養育がこういった力動で発生した。そのようなことを子どもが理解できるように伝えていくこと。そのためには私たち自身がその家族の抱える養育不全、子どもの養育ができていないという状態を、どのように理解するかが問われることになります。そのことを私たちだけが理解するのではなく、子どもにも同じように理解をしていただくことがとても大事になります。

こういう作業を通して「自分が悪い子だったから、お母ちゃんは僕のこと、たたいたんだ。僕がたたかれても全然いい子にならないような、どうしようもない子だったから、ついにお父ちゃんは僕のことを諦めて施設に捨てたんだ」というような自己帰属認知から、子どもは抜け出すことができます。そしてさらに「うちの家族にはこういう問題がある」というふうに、自分の家族に自分を養育できない、どんな問題があるかということを子どもが的確に理解できるように、われわれは支援していかなければいけません。

時には親のライフストーリーワークが必要になります。親のライフストーリーワークというのは、少し唐突な言葉かもしれませんが。ライフストーリーワークというのは、ソーシャルワークの中で、イギリスで開発された考え方、子どもの支援技法です。イギリスの場合には施設養育というのは 20%程度しかなくて、80%は里親養育で子どもたちの社会的養育が担われています。ソーシャルワーカーが子どもを里親家庭に出していく前に、委託する前に、子どもの人生を整理して、その子どもと一緒にダイアログを持ちながら、対話しながら子どもの人生を整理してきて、そして「これからは里親家庭で、あなたの人生を紡

いでください」という形でやる。そのようなソーシャルワークの支援技法として開発され、日本でも導入されてきているというものです。

これはもちろん子どもの人生を子どもが整理していくのを手伝うわけですが、最近、私は親にこそ、これが必要かなと。親が自分の人生を整理していく中で、子どもの人生を形づくっていくわけですが、親の人生と子どもの人生のつながりというものを整理する必要があります。そう痛感する事例が多々あります。それで親に対してライフストーリーワークをやって、その結果を今度は子どもと共有するという支援が求められることになると思います。

その背景には、親に養育能力が欠如していることを、子どもが理解していくことを目的としています。子どもには伝えます。子どもは英語でいうとバイオリジカルペアレンツ、わざわざ英語でいう必要はなかったのですが、私は英語を知っているぞ、ということをはげらかした。ちょっといつもの調子が戻ってきましたね（笑）。まあ、いいや。

自分の血のつながった親から養育を受ける権利はもちろんあるけれども、一方で自分の子どもを養育することが、残念ながらできない親もいるという事実。それを子どもとの間でも共有していきます。そうすることで親は親だけでも、親に養育を期待できない。そういう思いになってくれる子どもも少なくありません。そういうことをやりながらも、一方で子どもには、「あなたの家族、親御さんの問題はこういう問題だと、われわれは認識している。われわれはこういう支援を計画していて、こういう支援を実行します。そして、その支援のゴールはこういうことです」ということを子どもとも共有する。

もちろんこれは親とも共有する努力をしますし、「おたくの家族の問題はこういう問題ですよ。だからいま、一時期、子どもさんは施設でお預かりしているわけですが、こういうふうに支援することで、結果こうなっていくことをわれわれはゴールとしています」。このように支援計画の共有化を親と子どもと、そして福祉の場合ですから児童相談所が絡んできて児童相談所と施設。そういう共有の仕方をしていくことになります。

先ほどいったことの延長線ですが、パラドキシカルな言い方になるかもしれませんが、子どもにとって家族がこんなに重要なんだと力説しながら、一方では現実問題、親、家族を諦めるための支援を子どもにすることもあります。ある意味、自分の問題で手いっぱい、子どもを育てることができない親がいることは事実だし、一方でそういう親に養育を求めることができないという現実があります。

もちろんそこには、われわれ支援者の専門性の問題もあります。どこまで傷付いた親が、

自分に養育能力を取り戻すことができるのか。これはある意味、専門職であるわれわれの支援技術の問題でもあるわけです。それをもってしても十分に支援できない親がいることも、これまた事実です。そのことを子どもと共有していく。親子関係であることは諦めないでいいですから、親からの養育を期待しないという状態に、親を諦めるための支援を展開することも少なくないという現状です。

その際には親から子どもに謝罪してもらおう。「私はこういう理由で、あなたのことを養育できない、一緒に住むことはできない。だから施設や里親さんで成長してね」と、親から子どもに伝えてもらおう。あるいは支援者の側も子どもに謝罪します。「私たちの能力では、あなたの親があなたを育てられる状態にまではどうしても持っていけない。ごめんなさい」と謝罪します。そうすることで子どもは、親と家族と適切な距離をとることができるようになります。これがうまくとれない場合には、子どもはいろいろな怒りに包まれたり、子どもの人生そのものが親によってスポイルされることも起こってしまうと思っています。

その上で田嶋先生が提案され、実行されている安全委員会方式の何が問題かということで、私なりの考えを少し述べさせていただきます。場合によって私の理解が間違っていれば、あとで田嶋先生が修正されると思います。そこはその修正に従ってください。

基本的に「こうこうこういうふうになったら、あなたはこの施設から退所になります」ということを伝える。それが安全委員会方式の一つのポイントだろうと思いますが、そういう退所の基準、「こういうことをしたら退所です」というのは、病院など契約型の施設ではなじむかもしれませんが、養護施設という生活の場ではなじまないと思っています。こういった退所の基準を設けることは、子どもにとって抑圧構造になる危険性がある。その結果、子どもが自分の問題をちゃんと捉えて、それを解決し成長していく機会を奪ってしまう可能性が高いだろうと思っています。

それから、これはあまりいいたくないのですが、法制度的な問題として児童養護施設の施設長には、子どもを戒める権利という懲戒権が与えられています。これには濫用を禁止するための厚労省の通達があつて、懲戒権の濫用禁止規定があります。その中に例示されているものに「退所のほのめかし」があります。本当にそういう気持ちはよく分かります。

「これ以上、こういうことをやっていたら、ここにいらなくなるよ」と、僕もいいたいときがあります。だけどそれは、いってはならないということで、私たちはどこまでも子どもを抱えて、「あなたの人生を支援していくんだ」というスタンスを持つためには、懲戒権の濫用禁止規定の中に「退所のほのめかし」が入っています。その部分と「こうすれば

退所になりますよ」ということが、さっき申し上げた安全委員会方式のやり方であるとするれば、懲戒権の濫用禁止規定に抵触する可能性があるだろうと思います。

もう一つ、これよりも少し高いレベルの法律で社会福祉法があります。これは社会福祉全般の基幹法ですが、社会福祉法によると利用者。この場合は子どもです。子どもが施設サービスを利用する。われわれケアワーカーや心理職などの専門職は支援者ということになります。サービスの利用者と支援者とはあくまでも対等な関係です、と規定されています。これは児童福祉、子ども福祉だけでなく、福祉全般の利用者と支援者の関係の規定ですが、「これこれこういうことをしたら退所してもらいますから」というのは、対等な関係ではないのではないかと考えています。

このあたりは心理臨床の方々には理解していただきにくいことかもしれませんが、またそういう項目がつながります。子どもの社会的養育の保障を目的とした措置制度の濫用に当たることを、もう一つは申し上げておきたいと思います。措置制度はお分かりになりにくいと思いますが、施設に子どもが入るのは行政処分です。子どもが施設に入ります、と決めるのは行政処分で行政が処分した限りは、本来は行政が引き受けなければいけません。つまり公立の施設で子どもに適切な養育を提供しなければいけないのですが、公立施設はそれほどありませんので民間に措置をお願いするという形になります。

なぜ措置制度があるかという、これは子どもの養育を保障するためです。つまり親の勝手、子どもの勝手や施設の勝手では入退所できません。これは行政が判断した処分です。要するに子どもの社会的養育の権利を守るための制度が措置制度ですが、児童相談所や施設が一緒になって、子どもに「こうこうこうしたら、これは退所になります」と伝えること自体が、措置制度を児童相談所が理解していないということです。何のための措置制度なのかということで、このあたりは心理臨床の方は理解されにくいかもしれませんが、あくまでも措置であるということは子どもの社会的養育を保障することが目的である。

これはまたあとでディスカッションになってもいいのですが、子どもが虐待を受けている場合には、社会が子どもを保護して養育する義務が生じるのが子どもの権利条約にも規定されています。そうだとすれば、その社会的養育義務の放棄につながるだろうと私は捉えています。

あと3分ですから3倍速モードでしゃべります。もう一つは、それほど大きく問題にならないかもしれませんが。これはディベートしてみたいと思います。安全委員会方式を用いることによって、もし仮に私が考えるより子どもの問題行動を抑圧しているとしたら、現

行の社会的養護が抱えるさまざまな問題を固定化してしまって、改革の道を閉ざす危険性があると思っています。もちろん私もこの仕事をしてきて、いまの社会的養護が十分な状況だとはまったく思っていません。いろいろな改革をしていかなければいけないわけですが、この、ある意味バンドエイド的なやり方をやることによって、そういった必要性に対する認識が薄れてしまう危険性があるのではないかと考えています。

これが最後のスライドです。きょうはなぜこんなに緊張して嫌な気持ちかという、妄想ではなくて全員が敵に見えています。というのは心理臨床の方が多いですね。心理臨床とソーシャルワークはアプローチ、ここではパラダイムという言葉を使っていますが、パラダイムが違う点がどれだけ理解されているのだろうかと思っています。これにも異論があるかもしれませんが、心理臨床というのは現実を所与の変えられないものとして捉えて、その現実の枠の中で個の適応を図っていこうという支援のパラダイムがあると思っています。

ところがソーシャルワークは個の支援、これをケースワークといいます。個の支援を通して、たとえば貧困の支援を通して、それを蓄積することによって得られた社会的矛盾に対する洞察、知見によって、今度はそれによって社会を変えていこうとする。だから所与のものとして社会を捉えない。これがソーシャルワークの語源です。この二つの改革の方向性を持っているわけです。いま、施設の中でさまざまな問題が起こっているとしたら、個々の問題にももちろんアプローチしますが、大本にある社会福祉制度に対しても、われわれは改革のなたを振るわなければいけない。このパラダイムの違いが、この問題の一つの根源にあるのではないかと捉えています。

そして実際のところ、われわれは児童養護施設の改革に向けた動きをしています。現時点でも厚生労働省社会保障審議会児童部会に新たな子ども家庭福祉システム創設という、厚労省あたりが絶対にやりたくないようなことを私たちが押し上げて、いま、少しずつ動かしてきているという部分もあります。もちろんそれまでの間に子どもが暴力を被っているわけではないので、私たちは子どもたちをケアしていきますけれども、社会そのものが変わらなければいけないという視点は、私はソーシャルワークの視点だと思っています。

スライドの最後です。一応、打ち上げ花火です。子どもたちに安心できる生活の場を保障するのは社会の責務です。それはルールによる規制ではなく、ケアする人によってこそ実現されると私は信じています。各領域の専門職が力を合わせて、真の社会的養護を実現しませんか、という問いかけで私のプレゼンを終わらせていただきます。いつもは絶対に

こんなことをやらないのですが、最後までご清聴ありがとうございました。(拍手)

海野 西澤先生、ありがとうございました。たくさんの問題提起をされたと思います。続きまして、田嶋誠一先生のプレゼンに移らせていただきたいと思います。田嶋先生、よろしく願いいたします。

田嶋 西澤さん、どうもありがとうございました。結構、西澤さんの味方も来ていらっしやると思いますので、頑張ってください(笑)。もう少しご自分の経験をしゃべってもらえるかと思ったのですが。教科書的なお話は整理していただきましたけれども、お互いの経験を語り合いながらと思っていたもので、ちょっと当てが外れたと思っています。私は私の話をさせていただこうと思います。

私は施設に関わって 15 年ぐらいになりますけれども、最初の 3 年は暴力があるということに気が付きませんでした。しょっちゅう施設に出入りしていたけど、子どもたちは楽しそうにしています、食事の時間も、お誕生会も、クリスマス会も。ですから、まさかその裏でもすごい暴力があったというのは、3 年、気が付かなかった。私は心の深いところを扱う心理療法を専門に、イメージ療法をやってきました。施設でもいろいろそういう試みをやってみたところ、たまにはうまくいきますが、だけど何かおかしいなという感じを持っていました。

それで、個人の心理療法だけではなくて施設の中での居場所づくりとか、いろいろなことをやってみたんです。ところがどうも何かいまひとつおかしいな、という感じがしていました。そして、やっと分かったのが、施設の中に裏で暴力がある。それも深刻な暴力の加害・被害の連鎖があると気が付きました。それは一見すると、そんなふうにとっても見えない施設でもそれがあるということです。このような施設でも暴力がこんなにあるということは、全国のいろいろな施設で結構あるのではないかと思います。そうやって現在、安全委員会方式を考案・実践して全国 18 カ所の児童養護施設等で導入されています。

そういう取り組みの中で忘れられないのは、荒れた施設に入り、しばらくして暴力が落ち着いてきました。その時、高校 1 年生の子が私に、「田嶋先生と二人だけで話をさせろ」と要求してきました。「じゃあ、会おう」ということで夜、二人だけで部屋で会いました。入ってくるなり、「何で早く助けに来てくれなかったんだ」と、ぼろぼろ泣きました。その子は小学校のときに入所して、毎日毎日、高校生や中学生に殴られて、時には腕の骨を折ったこともあるそうです。でも誰も助けてくれなかった。「何で早く安全委員会をしてくれなかったんだ」といって泣きました。聞いていて私もつらかったです。

その子は当時、薬をもらわないと眠れなかった子です。私と話したその夜から、薬なしで寝られるようになりました。高校を卒業していったん就職し、紆余曲折を経てこの前、手紙が来ました。いま大学で勉強していて、将来は施設で働きたいということでした。その子が書いてきたのは、何で早く来てくれなかったのかといったけれども、高校1年以来、3年間は守られた。それは田嶋先生のおかげだと書いてありました。これは被害側だけでなく加害側も同じです。安心・安全が守られると、この子たちはものすごく伸びる力、成長のエネルギーが出てくるというのが私の実感です。

もう一人お話をすると、加害児があるときこんな電話をしてきました。暴力を振るわなくなれば良かったんですが、「田嶋先生、僕は発達障害ではないでしょうか？」と言うんです。「どうした？」と聞くと、フリーターでアルバイトをしていましたが、アルバイト先で心理学を勉強したという子から「あんた、発達障害じゃない!？」といわれたそうです。そういうふうに非常に内省が深まってきて、その子もついこの間、短大に入りました。自分の将来を考えたというわけです。そして今では、将来こういう領域で働きたいということでやっています。要するに安心・安全、暴力を振るわない、振るわれない関係が十分にできたときに、この子たちはものすごく伸びる力が出てくるというのが私の実感です。

ところで施設内暴力といえば、ついこの間まで職員からの暴力、虐待・性暴力も含めてですが—それが注目されてきました。現在ではある程度認識されようになってきていると思いますが、施設にはそれだけではなくて「2レベル・3種類の暴力」があります。2レベルの暴力、見つけやすい「顕在的暴力」、非常に見つけにくい潜在的暴力、それから3種類の暴力、①職員から子どもへの暴力、②子どもから職員への暴力、③子ども間の暴力。細かくいうとほかにもありますが、施設ではおよそその「2レベル・3種類の暴力」があり、これがいずれも深刻だということです。1番目に3種の暴力のいずれにおいても死人が出ています。2番目に全国的な広がりがある。この県だけは大丈夫というような県は、私の経験では一つもありませんでした。

3番目、3種類の暴力には相互に関係があるということです。どれか一つだけ扱うのは駄目だというのが私の認識です。たとえば死亡事件があります。それから兵庫県で開催の会なので持ってきましたが、兵庫県の施設協議会の調査もあります。それから東京都社会福祉協議会の報告もあって、また職員さんが2割以上、子どもから暴力を受けているという報告もつい最近ありました。このようにいろいろな施設で暴力が深刻であるということ

を示す根拠があります。こう言うと施設関係者の方に嫌がられるかもしれませんが、弱い子の目線で見るときには施設では暴力と威圧があふれているという可能性が非常に高い。このことは被害児のためにも、加害児のためにもならない。もちろん被害児だけでなく、加害児も加害を繰り返すことが、そういう状況に置かれていること自体が被害であります。だから、どちらも被害者なんですね。どちらにも適切な支援が必要です。

児童養護施設というのは、やらなければいけないことがいろいろあります。そして、やったほうがいいことはもっとたくさんあります。だからこそ、その中で何から手を付けていくかが重要です。「これだけは」というものから始めていく必要がある。それが「安心・安全の実現」ということです。そのためには「安心・安全のアセスメント」がもっとも重要。反応性愛着障害の話も出ました。反応性愛着障害、発達障害、私たち心理士はアセスメントが大好きですが、特に何とか症とか、何とか障害のアセスメントだけではなく、もっと重要で、優先的に必要なのは「安心・安全のアセスメント」です。この子が安心・安全に暮らせているか、あるいは人に暴力を振るわないで暮らせているか、被害に遭わないで暮らせているか、ということだと思います。この図は心理学をやる方なら、皆さん、ご存じだと思います。つまり成長の基盤である安心・安全が実現されていない施設が多い可能性が高い。

では、暴力をなくすにはどうしたらいいか。これには構造的問題があるということです。ここがおそらく大事な点だと思っています。全国で同様の事件が起こっています。ということは、つまり、この問題の土台には「個を超えた構造的な問題」がある。構造的というのは、構造や仕組み、集団の性質など、いろいろなことが含まれます。これは一人が頑張る、個人が頑張るというレベルではどうにもならない問題です。それが必要ですが、それだけではどうにもならない。つまり「施設を挙げた取り組み」が必要である。あるいは「構造介入的なアプローチ」が必要です。安全委員会方式はその一例です。

その要点は次の通りです。

①施設を挙げて取り組む、②それを風通しのいい形で行う。安全委員会方式ではさらに③その上で子どもたちへの成長の個別の支援を行う、としています。とりわけ重要なのは、1 番目に暴力を早期発見すること。早めに発見して学びにつなげる。特に重要な学びは自分の気持ちや考えを言葉で表現できるようにすること。さらに 2 番目、希望を引き出し、応援することが重要です。

私が昔から言っていることですが、養育や援助の基本は本人の希望を聞き出して、それ

を大人が応援していくことだと考えています。これは虐待を受けた子だろうが、愛着障害があろうが、発達障害があろうが、私たちであれ、みんな一緒だと思っています。そのために具体的な方式として、安全委員会方式を考案して児童相談所、学校、地域に参加してもらうわけです。その他いくつかありますが、ここは飛ばします。

安全委員会方式というのは安全委員会による活動だけだとよく誤解されるのですが、実際にはそれだけでなく、安全委員会と連動したスタッフの活動があるということです。個別の支援をするための連動活動、キーパーソンのケース会議をはじめ、現場での対応を含めて成長のエネルギーを引き出すための関わりがあります。

ここで専門家の人たちにも、非常に分かってもらにくいことをお話しします。それは被害を訴えにくいということです。訴えにくいし、キャッチしにくい。ある県で最も優良な施設として知られた施設で起こった事件です。中学生の子があごを骨折しました。あごの骨ですよ、そうそう簡単に折れるものではない。その子は自分が風呂場でこけて、水道管にぶつけたと言い張ったそうです。それで、事件にはなりません。その子が出ていったあとに、やっと分かったわけです。数年後にその子が遊びにきて、実は高校生の何とかにやられたと言った。つまりこのぐらい訴えにくい、ここまでやられても訴えにくいのです。

暴力問題に関わるときの大事なポイントというのは、潜在的な暴力をキャッチすること、どうやってキャッチするかということ。いま起こっている暴力があるのなら、家庭で起こっていた虐待も、もちろん整理する必要がありますが、優先的に今を何とかしなければいけない。それだけで十分とは思いませんが、まずはそこから入っていく必要がある。

キャッチするにはどうするか。「何かあったら訴えてきなさい」—これは一般にやられている方式です。次に、訴えてくるのを待つのではなくて、こちらから聞く。そうするといくらか言ってくれるようになります、いくらか言います。だけど、これもまた十分ではない。子どもたちは聞かれても、なかなか言いません。どうしてかと言うと、言ったときに守ってもらえるという実感がないからです。だから必要なのはこれです。「施設やホームを挙げて『暴力をなくすぞ』という活動をしながら、定期的な聞き取り調査を実施する」ということです。

これは、ぜひ施設関係者の方に聞いていただきたい。落ち着いているように見えている施設でもあります。ある施設では7回目の聞き取り調査でやっと出てきました。かねてからあった性暴力を訴えられるようになったのです。また別の施設では安全委員会を導入し

たあとに、やっとかつての被害を言えるようになりました。その子は、「以前は施設では怖くてつらかった。学校にいるときが一番楽しくて、施設に帰りたくなかった」。それが最近では、「先生、生きているって楽しいね」と言うようになりました。

別のある施設では暴力がものすごく吹き荒れていました。暴力を振るっていた職員が退職しました。すると子ども間の暴力や、子どもから職員への暴力が出てきました。そういう子たちのやりたい放題。園舎には土足で上がり込み、ガムを吐き捨て、仕切っている高校生らが職員を部屋に入れない。要するに無法地帯になってしまったわけです。たとえばこういうことが起っています。小中学生が見ている前で、男子職員を高校生のボスがボコボコにしています。これは私がこの施設に入る前です。「おまえな、来週までに辞めとけ。まだおったらぶっ殺すぞ」と。この職員さんは辞めてしまいました。こういう状況の中に私は入っていきました。こういうとき、皆さんはどんなふうにされますか。わが事として考えてみてください。こういう施設でどういう対応をしていくのか。

われわれがやったのはこれです。「立ち上げ集会」というのを開催して、「みんなで暴力をなくすぞ」と。安全委員会をつくって総決起集会をやります。子ども代表にも、職員代表にもしゃべってもらって、安全委員会について説明して、「きょうからみんなで暴力をなくしていこうね」とやります。この施設では立ち上げ集会の翌日に、早速、暴力事件が起きました。こういうときにわれわれは、あらかじめシミュレーションをしていて緊急対応です。緊急対応の態勢をとっていますので、緊急対応で7名が駆けつけました。ボスの子がびっくりして、すぐ謝りました。それで、職員さんはいままでと違う手ごたえがあったようです。

そのボスの子が高校を中退しました。高校を中退すると施設にいらなくなり、里親さんのところに措置変更になりました。そうすると次のボスが出てきます。施設の連鎖の難しさはこれです。一人の大物が消えても、次が出てくるということです。今度は中学3年生の子がボスです。この子が弱い子をボコボコにしました。そこも緊急対応で駆けつけました。もちろん駆けつけて殴る蹴るをするわけではありません。あくまでも話し合いで、3時間ぐらいかかりましたけれど、やっと収まりました。

それをきっかけにして、この子は頭にくることがあっても主任指導員に言いにくる。ぼろくそにいった怒りをおさめていく、気持ちを言葉で表現できるようになりました。そうすると次は何が出てきたかということ、過去の被害体験の想起です。自分がものすごくひどい目に遭った時の話。特に前の前のボスから、徹底した暴行をこの子は受けています。本

人の意識としては殺されかけた体験ですね。そういう体験を思い出します。そして語れるようになる。

同時に施設全体が落ち着いてきましたので、ほかの子たちもいろいろな体験を語るようになりました。いちいち紹介しませんが、自分はこういう目に遭ったと。たとえば寝ていて「集合」と声がかかる。遅れると殴られるから、いつ声がかかるか分からないから睡眠が浅くなる。あるいは「おまえ、きょうは寝るな」と命令される。すると寝てはいけない。その後、子どもたちは施設での被害体験だけではなく、家庭での被害体験も語るようになった。「こんな話を前にしていたか？」と聞くと、「いや、いま初めて話す」と。こういうことが出てくるようになる。

その間、起こった暴力事件の概要を子どもたちにそのつど報告をします。実名は挙げませんが、細かいことはいいませんが、「こういう事件があつて、こういう対応をしました」という報告をします。そして「みんなで暴力をなくしましょう」。そうすると、半年ぐらいで外部からの侵入問題はなくなりました。そうすると子どもたちがいろいろと変化してきます。小学校の 5、6 年生が、しきりに添い寝をしてもらいたがるようになった。こんなことは、前はなかったそうです。これはご承知のように愛着関係の変化ですね。

こういう暴力が収まったあと、施設職員も私たちも夢にも思っていないでしたが、長年にわたる性暴力の連鎖が続いていたということが出てきました。殴る、蹴るの暴力があったころには言えなかった。それがキャッチされるようになりました。十数人の男の子たちがやったり、やられたり、それから退所している子、卒園した子も。いつから始まったかも分からない。そういうこともちゃんとキャッチできるようになった。5 月の連休明けには、毎年この施設は二桁台の不登校の子が出ていたそうです。この年はゼロになりました。

つまり暴力が収まってくると、1 番目に、強い子が暴力を振るわずに我慢できるようになる。さらには言葉で表現できるようになります。2 番目、弱い子がはじけたり、自己主張するようになる。3 番目、特定の職員に過去の被害体験や虐待体験を語るようになる。4 番目、愛着関係や友人関係がより育まれる。5 番目、職員が安心し元気になる。当直が嫌で嫌で、しょうがなかったそうです。

それだけではありません。成長のエネルギーが出てくる、特に共感性が育れます。以前は「ほかの子がやられていると、自分がやられないからいいや」と言っていた子が、「〇〇君がいじめられてて、かわいそうだ」と言うようになります。そして将来の希望を語る

ようになる。つまり安心・安全が実現できてこそ、愛着もトラウマも適切に取り扱うことが可能になると考えられます。

さらにいくつかの施設の例を挙げます。子どもたちが発言したことを拾ってきました、ほんの一部です。「安全委員会があったおかげで退所にならず、僕はここにいられた（中学3年生男子、性暴力加害児、新潟県）」「園は変わったよね。暴力を振るえる雰囲気じゃなくなった（広島県）」「安全委員会ができてよかった。自分一人では暴力をやめることはできなかった（小学校5年生、加害児、岩手県）」「今度行く施設にも安全委員会があるだろうか（親御さんの都合で措置変更になった子）」、この子が不安げにそう言って出ていったそうです。

2006年1月に山口県の1施設で初めて安全委員会方式が導入になりました。2015年現在、18施設で導入しています。それで、全国の連絡協議会をつくりました。そして、全国大会を現在開催しています。第7回全国大会を11月12、13日に愛知県岡崎市でやります。岡崎平和学園が担当です。ついでに宣伝をさせていただきます。

西澤さんがいろいろ言ってくれたおかげで、静岡県の情短施設がアンケート調査をしてくれました。2008年当時全12施設で、退所になった子は計1名、一時保護も数名という結果が出ています。退所も一時保護も極めて少ないと結論されています。また、名古屋のキャップナーCAPNAという、虐待防止に先進的な働きをしたNPO法人があります。最近そこが主催で安全委員会方式の研修会をやっています。基本版はもう終わりましたけれど、来年まだ充実版がございます。

愛知県が「安全委員会方式導入推進委員会」を中央児童相談所に設置しました。山形県が、安全委員会方式の導入を目指して「社会的養護における安心・安全のレベルアップ推進事業」をやっています。ある施設を卒園した子どもがこう言っていました。「子どもは施設を選べない」。だからこそ「これだけは」ということを、私たちは大人の責任として実現しなければいけない。

子どもの権利条約25条には。施設に保護された子どもたちには、定期的な審査が行われる権利がある。措置権をもって施設に保護されているわけですから、本来はそういう権利があるわけです。しかし、これはわが国では守られていないと言ってよいのではないのでしょうか。福祉領域に「モニターしつつ支援する仕組み」が必要です。安心・安全は養育・支援の土台です。ですからあらゆる専門的・非専門的な関わりが、効果を上げるための土台になります。どの子の養育成長にも必要な条件を整えるのが、施設領域では先決です。

現在、発達障害、反応性愛着障害などいろいろな特性ごとに、こういうケアをしたらという話をもっぱら研修会でやられていますが、それ以前のどの子の養育成長にも共通して必要な条件を、どう整えるかという話はほとんど出てこないのが問題です。

退所をめぐっても先ほど「懲戒権の濫用」というお話がありました。ずっと以前に私が関わった子が退所になったので、その後も私はその子に関わっているのですが、退所になったときに知らなかったと言いました。自分は退所になるとは思っていなかった。2 回目の一時保護で退所になった子です。こういう子たちの権利はどうなるのでしょうか？深刻な事件を起こしても大丈夫と思って、1 回一時保護になった。やっぱり大丈夫だった。2 回目やった。また一時保護になった。今度も大丈夫と思っていたら、今度は措置変更になった。

この子たちは、自分の身に降りかかる運命を知る権利があるはずです。

その子は施設を退所後に里親さんのところに措置され、そこでも暴れていました。私は駆けつけて児相と協力して、何とか落ち着かせたのですが。そのときに児相からも言ってもらいました。「とにかくここはやっと見つけたところだ。ここを出ていけといわれたら、高校生の君はもう行くところがないんだ」と。もう少し年齢が下なら自立支援施設という選択もあるかもしれません。そういう話をして「ないんだよ」と。すると「え！？知らなかった」と言いました。「知らなかった。この前も行く所を探してもらったから、今度もどこか探してもらえと思っていた」と言いました。

ついでに申し上げますと、「懲戒権の濫用」については、カナダの「権利擁護ハンドブック」にこう書かれています。「ルールを知るだけではなくて、ルールを破るとどうなるかを知ることもあなたの権利であり、責任である」と。子どもの権利擁護で最も進んでいるといわれているところで、そういう記載があるのです。この問題は特定の地域の、特定の施設の問題ではありません。全国の施設で安心・安全の実現が必要です。要するに安全委員会方式でなくてもよいから、施設を挙げた取り組みをしていただきたい。それを皆さんにお願いしたいと思います。

そういうことはとてもできないからといって、何もできないということはありません。皆さん、1 番目にこの問題を適切に理解していただきたい。2 番目にその理解を広めていただきたい。つまりあちこちで、「これは最優先で取り組むべき問題だ」と発言していただきたいのです。3 番目に、できれば有効な取り組みを応援していただきたい、安全委員会でなくても構いません。4 番目、できれば有効な取り組みを自ら実践していただきたい。

それから心理士さんをお願いします。面接室の面接もいいのですが、時々その子が殴られていないか、殴っていないか、聞いてあげてほしいのです。つまり職員さんには言えないけれど、心理士には言えるということがあります。こういう問題をキャッチするための役割を果たしていただきたい。

西澤さんにいろいろ対案を出していただきたいと思います。あとでこれはお話しいただけるのではないかと思います、西澤さんのこの問題への取り組みの理論と方法はどうかということ。2008年の議論以来、もう7年が経過しています。それまでも取り組んでこられたとおっしゃっていたので、いろいろな取り組みをしておられるのしょうから、それをどう実践されたのか、今後どう実践していくのかお話をいただきたい。

もう一つは、暴力問題が最優先の課題だと私は思います。そういう認識で実践していただきたいなと思います。どうもご清聴ありがとうございました。(拍手)

海野 田嶋先生、ありがとうございました。暴力の問題に特化された形で、実践をご報告いただいたと思います。それでは西澤先生にご登壇いただいて、対談に移らせていただきたいと思います。それぞれのプレゼンに対しての質問やコメント、それに承認する部分やご自分の認識との差異、立場の差異なども含んでいただいてご対談いただければと思います。どちらからでもいいのですが、司会のほうで時折茶々を入れるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

田嶋 よろしくお願ひします。最初にお願いですが、何日か前に富永先生がいわれていたことですが、この対談の逐語録を出していただけませんか。

司会（富永） 記録は取っております。

田嶋 それは私からのお願いです。それから西澤さんにお聞きしたいのは、臨床家が批判するわけですから、しかもあなたのようにこの領域のリーダーが……。

西澤 リーダーとは思っていません。

田嶋 でも周りがそう思っているから。そういう人としては、ご自分がどうやるかということと、この問題の解決にどういう展望を持ってやるかということをお聞きしたいと思います。

西澤 それは対案を出せということによくいられているのですが、僕はこの話の中に……。きょうは30分ということだったので、先生みたいに事例を交えてということはできなかったのが恐縮ですが。私のプレゼンの中に、それはもうすでに含んでいると思います。

要は丁寧なケアということ、個別化。それぞれの子どものニーズを、私たちはどう理解

をしている、あなたにはこういう形でケアをしていく。そしてもう一つ、さっきもいいましたが、この 10 年来、ますます強まっているのは家族の問題をどう扱っていくかということの重要性。そういったことがあると、子どもたちは安心をしています。

僕は「先生」と呼んでいるけれど、田嶋さんは「西澤さん」と呼んでいるので「田嶋さん」としておきましょうか。おっしゃるとおり安全・安心というのは、僕は基礎だと思います。これはトラウマ学をやっているでもそうです。結局その人が安全安心を感じなければ、治療なんかは進まないのです。そう考えるとおっしゃっていることは事実ですが、もたらす方法が違う。私たちはケアすることによって、子どもに安心感を、あるいは安全感を持ってもらおうとするし、家族の問題を理解して、こういうふうに支援していくよ、ということ子どもに提示することが一番だと考えます。

実は白状すると私、今回こういう形で対談するのでとても嫌だったんですね。プレッシャーがあるじゃないですか。私たちのケアしている、一緒に実践をしている連中と、今度田嶋さんという話をするんだと。田嶋さんがきょう出してくるような、どうしていいかわからない、手の付けようがないような暴力が起こっている施設を私も知っています。「そういうところには、こういう安全委員会方式がバンドエイド的にでも有効に働くのではないか、といおうかな」というと、みんなから怒られて「必要ないです」と。

というのはどこの施設とはいえませんが、関東の某、東京に隣接している県で、高校生が夜になると園庭に車座になって酒を回し飲みしている。たばこ吸い放題、酒飲み放題で、もちろん暴力が起こる。その間にケアワーカーはどうしているかというと、執務室でコンピュータに向かって記録を打ち込んでいる。そういう施設がありました。そこはやはり安全委員会方式でもあったほうがいいのかと思ってその話をしたのですが、「西澤さん、大丈夫。あの施設、3 カ月で回復した」。施設長とケアを担当する職員たちが、とにかく子どもと関わって、子どもたちのニーズを把握して支援計画を個別化して、子ども一人一人と協議をする。それを 3 カ月やったら暴力の問題も、園の荒れている問題もなくなった、という報告を受けました。これが私の対案なんです。だからこういう方法というのでは、たぶん、ないんです。

田嶋 暴力がなくなったというのは、どうやって確認されているのでしょうか？

西澤 それは子どもたちの生活の観察と子どもたちからの話。暴力が全部なくなったかどうか、確かにそういわれると潜在的なものがあるよね、といわれそうですが。ただ子どもたち自身が落ち着いたというのは事実です。

田嶋 先ほど私の話の中でも申し上げましたけれど、「え、ここでこういうことがあるのか」ということがあるんですね。一見して大変そうに見える施設は、本当に大変なんですよ。だけど一見して大変に見えない施設の裏で、職員さんの手は煩わせないけれど、だからといって決して軽いわけではない暴力があるというのが私の経験です。そのへんはどうですか。

西澤 それはお互い、そうだと思いますよ。田嶋さんがルールによって、安全・安心ということを提供して、それを子どもからの聞き取りで確認するというふうに、たぶんおっしゃるわけですね。それは私たちも丁寧なケアをして子どもをちゃんと支援することによって、子どもに安全・安心感を持ってもらう。それはそのあと子どもとの関わりの中で、そのことを聞いていくわけですから、それは同じだと思います。

田嶋 同じではないと思います。定期的にやっていらっしゃるの？ どういう質問紙で、どういう聞き取りをやっていらっしゃるの？

西澤 すみません。私、そういうのがもう個別的なケアだと思っていないので、子どもとの関係の問題なんです。それがいえるのはこれまた一つ、社会福祉の問題だけれど、たとえば私がいま関わっている東京都の施設が多いのです。東京都の施設がいいとはいいいませんが、たとえば施設職員の配置基準があります。全国平均でいくとだいたい4対1、子ども4人に対して大人1人になります。だけど東京都は2対1、つまり倍のケアワーカーが配置されているわけです。

ケアワーカーが倍になればいいわけではないのだけれど、その人たちに技術、専門性が必要だけれど、やはり数は必要ですね。一人一人の個別的な養育関係をつくっていくためにも、一定数のケアワーカーが東京都はそれだけでも足りない。そういう状況の中で私たちはケアを考えています。全国と東京都の違いはすごく大きくて、これをそのまま放置していていいのかと思います。

田嶋 東京は恵まれていますね。

西澤 だから……。

田嶋 それでさえ大変だけどね。

西澤 だけどそこに合わせていくように、まず、しなければいけないし、国際的な水準では2対1の配置です。

田嶋 国際的な水準という話になると、国際的にはあなたもおっしゃっていたように里親養育が主だし。

西澤 そうそう。

田嶋 国によっては養子縁組が主のところもありますよね。

西澤 それは事実です。そのへんはわれわれも社会的養護を担っている人間としては、国際化を図っていかなければいけないと考えています。またいままで養護施設は外国とつながってこなかったのも、その部分は今後のわれわれの課題かと思っています。

田嶋 西澤さんの発表の中でよくまとめていただいているのだけれども、施設の中での子どもたちの現在の暴力をどうするか、という話がちっとも出てこなかったようですが。

西澤 田嶋さんの話を聞いていて思ったけれど、たとえば立ち上げをやってとか。僕はああいうの、大嫌いなんだけど。立ち上げをやって、子どもから緊急連絡が入って、暴力を受けたと。緊急招集で6人のケアワーカーが集まった。それをいままでやってなかったのかなと思います。その部分、要するに子どもの暴力の問題にケアワーカーが向き合っ
てなかったというのが、一番大きいのではないかと思います。

田嶋 そのへんもうちょっとしやべってくれない？

西澤 いやいや、それ、どう思います？ 何で安全委員会をやらないと……。

田嶋 いや、だからあなたはどんなふうにすればいいと思っていらっしゃるのか。

西澤 基本的には子どもが暴力を振るってれば、それに対してはその勤務しているケアワーカーや、もしかしたら勤務から明けたケアワーカーたちが集まれるだけ、やはり集まりますよね。そして子どもに話を聞きますし、子どもの暴力をやめさせるようにわれわれは関わりますよ。それは同じですよ。

田嶋 それはどこでやってらっしゃるの？

西澤 どこでって、どういう意味ですか。個別の施設の名前を出すんですか。

田嶋 あなたが関わって。

西澤 いやいや、個別の施設の名前はなぜ出す必要があるんですか。

田嶋 いやいや、少しあなたの経験を聞かせてよ。

西澤 ごめんなさい、どういう意味ですか、それ。

田嶋 だって暴力にどう対応しろと。

西澤 だからいまいったような対応をしますよ。

田嶋 いまのあなたが提案するやり方があって、それを広めてほしいわけですよ、あなたみたいな指導的立場の人に。

西澤 一応こんな場で……。

海野 すみません、ちょっと。先生方、申し訳ないんですけども、呼称を「何々先生」といいながら、お話しいただけますでしょうか。「さん」だと……。

西澤 俺、最初に「田嶋先生」といったもんね。いったもんね（笑）。

海野 たぶんちょっと距離がとり……。仲間になっていらして。どこかで、そこで少しヒートし合って。

西澤 じゃ、先生でもいいですけど、何でも。

海野 できたらお願いしたいんですけど。

司会（冨永） 「さん」でも「先生」でもいいけども、ヒートアップもいいと思うんですね。やっぱり子どものために一生懸命議論しているわけですから。ただお互いリスクトして、ヒートアップしすぎないでコントロールをお願いしたい。

海野 そうですね。「先生」ということが、ヒートアップしすぎない一つのコツかと思ひまして。

海野 田嶋先生、よろしくお願いします。

田嶋 西澤先生、よろしくお願いします（笑）。

西澤 了解いたしました。だから……、あれ、何の話だっけ。変なところで腰が折れるものですから、分からなくなっちゃった。私が経験してきたことというのは、子どもたちの暴力の問題はもちろんありますし、それに気付いたときにケアワーカーが向き合うことが一番の基本だと思っています。暴力を振るうこと自体がよくないということは、子どもは分かっています。分かっていることをなんでやっちゃうんだろうというところを、一生懸命こちらが理解しようとする姿勢を見て、彼らも自分のことを理解しようとすると思います。

田嶋 私、全国 18 カ所でやっておりますけれども、私が入るまで複数対応というのは、まず、第一になかなかできなかったですね。西澤先生が関わっている施設は知りませんが、おそらく全国的な傾向としてなかなかそういうことができていないというのが一つ。

もう一つは、複数対応は危ういということが一つあると思います。われわれのところは、なぜ外部を入れるかということ。外部でモニターする仕組みがないと、危ういなという感じがしています。

西澤 それはどういう理由ですか。もうちょっと「モニター」や「外部」を教えていただければ。

田嶋 懲戒権の濫用とかっておっしゃっているじゃないですか。そういうときこそ懲戒

権の濫用が起こりやすいと思いませんか？

西澤 いまいちぴんとかないの、すみません。

田嶋 子どもが暴れている。暴れているのに対して暴力を暴力で、殴る蹴るを殴る蹴るで抑えたということが、全国のあちこち起こっていると思います。

西澤 そういうことを否定することはできないと思います。

田嶋 そうすると、そういうことが起こりやすい……。

西澤 要するに複数で対応すると、ということですか。子どもを力で抑圧することが起こりやすくなる、脆弱性を生むということですか。それは、やはり専門職としての見識の問題だと思います。そういうことをやってしまうこと自体が、その人の持っている問題だと思いますし、それはソーシャルワーカーの養成の問題だと思います。

田嶋 養成の問題はもちろんあるでしょうね。だけどそれだけではなくて、その人たちはちゃんとできるんだという前提に立つこと自体が危ういと思う。どんないい方法も、内部だけでやっていたら危ういという認識を、私たちは持つ必要があるんだというのが私の考えです。

西澤 そこはどうなんですかね。これは水掛け論になっちゃうかもしれないな、と思いつつ。あまり私は現在の状況では、もちろん理事会がちゃんと……。皆さんもご存じだと思いますけれども、社会福祉法人というのは理事会があって、理事会が施設の適正な運営をコントロールする仕組み、これは第三者も入っています。

ただ残念ながら、理事会が機能していない施設もたくさんある。それは事実だと思います。歴史的な経過でいえば戦災孤児対策で養護施設は誕生するのですが、そのとき措置を使ったのは行政が公的な機関で子どもの養育を保障しなければいけないのに、民間に委託する形になりました。そこで社会福祉法人をつくったので、国・厚労省としても社会福祉法人……。初代は私財を投げ打って子どもたちのケアをした人たちなので、ある意味リスペクトされていた。その分があるから借意識があるんですね。

社会福祉法人がある意味、稼業になってしまっているところがあって、親戚などで社会福祉法人がまとまってしまって、監視、モニターする機構ができていない。そういわれれば、それは否定できません。そういう施設が多くあることも事実です。そこは社会福祉法人の適正化をやっていくべきではないかと思います。

田嶋 少し西澤先生の施設を立て直した経験だとか、ちょっとホットなところを聞きたいけれど。何か総論的な話をずっとお聞かせいただいたけれど。

西澤 いやいや、本当にそうですよ。さっきもいいましたけれども、東京のある施設で20年前ぐらい職員から子どもへの性暴力がありました。それを発端にして、ずっと子ども間の性加害・被害と。もちろん田嶋先生がおっしゃったように……。いま、笑ってほしかったんですが（笑）。

もともと施設には同性間、男の子間の性加害・被害が連綿たる施設が少なくありません。これは支配構造ですが、それとはまた違った施設のケアワーカーから子どもに対する性暴力があつて、それが重なって性暴力と身体的暴力がずっとまん延していた施設がありました。それを私たちの仲間がそこに管理職として赴任して、その施設を数カ月で立て直しました。それは、やはり丁寧なケアをベースにやったわけです。

田嶋 別にあなたがやったわけではないんだな。

西澤 私が直接やれるというのは限界がありますから。私たちはある意味チームで動いているので、自分たちと同じ価値観を持っている連中の専門職集団がそれを行っているわけです。

田嶋 少し安全委員会批判があつたので、退所ということを本人に知らせるのはよくないという話だったけれども。

西澤 「こうしたら退所」というのはね。

田嶋 どうして？

西澤 そこが多く理解されないことかなと思うんですけど。皆さんだったら、そんな施設で暮らしたいですか。自分がこうこうしたら出ていけって言われる。そこでは本当に安心できますか。

田嶋 それは、こうやって子どもは、弱い子にとっては守るというメッセージにもなりますよね。

西澤 なるかもしれないけど、一方で自分を抑圧することにもなりますよね。

田嶋 じゃあ、退所というのはないと思わせておいたほうがいいということ？

西澤 僕らは退所というのは考えないですから。少なくともその子どものケアをするということを、それこそさっきおっしゃったアセスメントをして、私たちは子どもを受け入れて支援計画を出すわけですから、それは支援できると思ってアドミッション。だからそこはアドミッションケアなわけですよ。

田嶋 それね、そんなにアセスメントができればすごいけどね。

西澤 それはやっていますよね。

田 嶋 いや、すごいね、それは。

西 澤 一度その現場を見にきたらどうですか。田嶋先生の不幸はこんな施設……。こんな施設ばかりというのと、また怒られるけど。

田 嶋 僕のを見せて…？…。

西 澤 ひどい施設ばかりに出入りされた経験があるからだろうと思うんです。

田 嶋 そこは誤解があるといけないと思うので。最初のいくつかはなかなか大変なところにも入りました。しかしその後は、優良で知られた施設にもいっぱい入っています。

西 澤 それがどこなのか分からないけれど。

田 嶋 そういうところでも、やはり一部は発見されるということね。

西 澤 話をさっきに戻しますけど、退所を予定しなくてもいいじゃないですか。ケアワーカーは暴力が発生したら、それにみんなで向き合えばいいじゃないですか。

田 嶋 だって全国で退所ということは、安全委員会が入る、入らないは別にしていっぱい起こっているじゃないですか。

西 澤 それは間違いなんですよ。そこも社会的な問題としてわれわれ、正していかなければいけないんですよ。

田 嶋 どうやって正すの？

西 澤 それはさっきからずっと申し上げているケアの個別化だし、たとえばケアワーカーの数の増員、小規模化や個別化という話をしています。

田 嶋 その間やられている子をどうやって守るの？

西 澤 そこは確かに、たとえば3カ月あったら改善しますといっても、3カ月間に子どもが暴力にさらされていますよと。

田 嶋 3カ月どころか来年でもいいんですよ。それでもいまやられている子たちを、じゃあ、どうやって守るの？

西 澤 それをやる子に対して、われわれが向き合っていくしかないじゃないですか。

田 嶋 向き合うというのは、どういうふうに向き合うわけ？

西 澤 その子の暴力というものがどこから来るのか、ということと一緒に理解しようとするものでしょうね。

田 嶋 いま暴れているときに？

西 澤 暴れているときは、もちろん沈静化を促します。

田 嶋 どうやって沈静化を促すの？

西澤 これは研修をやっています。いまどうやって自分たちのやっているプラクティス（実践）を広げるのか。おまえ、それ、責任があるだろう、といわれたときに答えようとなりましたが。ご存じの方もいらっしゃるかと思いますけれど、財団の名前を出すのははばかられるのですが、田嶋先生も自分のあれを宣伝されたのでいいかな。

SBI 子ども希望財団という財団があります。養護施設に対して何ができるか、それは人材育成であろうということで、10年来養護施設のケアワーカーを対象に、毎年、2泊3日の研修会を6回開いています。現在受講してくれた施設は、この10年間でいま600カ所ぐらいある施設のうち、400カ所ぐらいは受講していただいています。そういった形で私たちの方法をトレーニングしています。そちらのほうで学んでいただければいいのではないのでしょうか。

田嶋 退所ということに話を戻したいけれど。退所ということを知らなかった、そうやって退所になってしまった。こういう子についてはどう思う？

西澤 そういわれると、確かに退所にしてはいかんよなと思うので。

田嶋 あなたもいうように、じゃ、退所にしなかったらどうなるかという被害児が増えるよね。

西澤 それは一生懸命食い止めるしかないですよ。

田嶋 それでも退所はないほうがいいのか？ 僕も退所はないほうがいいのかと思っているんですよ。できるだけ退所しないほうがいいのかと思っています。だけど絶対あってはならないと考えると、それで子どもを守りきれるか。それからその子のためにもならない。いくら暴力を振るったって、自分はここにいられるんだという経験は……。

西澤 いや、暴力を振るわせないようにやるしかないじゃないですか。

田嶋 いや、無理だよ。

西澤 それと退所といいますけれど、ほとんど措置変更ということですね。措置変更した子どもたちの予後を見ると、よくないというのは調査でも出てきます。万が一措置変更があるとすれば、それはわれわれの支援が失敗したということなので、そういうふうに捉えていただきたいなと思います。

田嶋 じゃ、全国で起こっている退所について、「退所になるとは思わなかった」という子たちがいっぱいいると思います。

西澤 それは確かにいると思います。

田嶋 現在あなたのほうがずっと効果が広がって、100年後ぐらいにできればいいけれ

ども。しかしそれまでの間、この子たちは退所になっちゃった。あなたが「退所はないよ」、あるいは「退所については話、触れないよ」というときに……。

司会（富永） 暴力で、いわゆる犯罪で退所したあとに、わが国ではどういう施設で暴力を止める治療的なアプローチが展開されていますか？

西澤 一般的にいうと児童自立支援施設という、昔の教護院と呼ばれた施設に措置変更になることが一般的だと思います。

司会（富永） そこでは暴力ではなくて、暴力を使わない表現の仕方を子どもが学べますか？

西澤 学べないですね。ルールでがちがちに縛りますから。たとえば大人、職員に対しては「何々さん」と、「さん」付けで、敬語で呼ばないと罰があったり。

司会（富永） ほかのそういう医療施設はありませんか。暴力を……。

西澤 情緒障害児短期治療施設という治療型の施設がありますが。

司会（富永） はい、ありますね。

西澤 情短施設はおおむね暴力系の子どもには弱いので、そこでのケアはかなり難しいのではないかと思います。実際にどれくらい情短施設に措置変更になって、どれだけのアウトカムが出ているかは、すみません、いま、私は知りません。

司会（富永） というところでお二人の共通点、安全・安心は基盤であると。これはお二人とも、共通認識であるとおっしゃっています。西澤先生がいわれるように方法が違うのではないかと。だから安全委員会という方法をとらなくても西澤先生が関わっている施設では、ケアワーカーが暴力のあとにさっと集まる、といったようなことをおっしゃっていたと思います。

ここで5分間、フロアから意見や質問を取りたいと思います。どうぞマイクのところに行って、ご所属とお名前をおっしゃっていただいて簡潔にご発言をお願いします。

海野 時間を測りたいと思います。5分、お願いします。

竹中勝美 「施設内虐待を許さない会」で活動している竹中といいます。恩寵園時代から施設の暴力問題について関わってきました。私も養護施設で育って、花村萬月が『ゲルマニウムの夜』という芥川賞を取った小説に書いている施設で、暴力、性暴力、本当に吹き荒れた施設です。そしてさまざまなそういう暴力がいまもありますし、そういった子どもたちの支援をしています。

私は「先生」と呼ぶ義理はないので、「西澤さん」で呼ばさせていただきます。ここで笑っ

てくれると、ほぐれてうれしいんですが（笑）。

先ほど暴力は悪いと、子どもは分かっているとおっしゃいました。違います。施設では、見つかったら悪いことなんです。見つからない暴力は全然悪くないです。子どもたちはそういうふうにして生活しています。だから見つかるような頭への傷とか、服で隠せない部分の傷を付けたら、そいつはばかなやつだということで。だいたい腹とか、服の隠れる部分をやります。子どもたちはそういう学習をして育ちます、見つからなければ何をしてもいいと。

そして東京の施設でも、はっきりいって性暴力はたくさんあります。職員の配置が多いからないとか、そういうものではまったくありません。それは職員が気付かないだけです。施設を出たあとに性暴力ですね。私も先に自分の経験を話します。そうしないと相手も……。

海野 すみません、簡潔にお願いします。

竹中 そこで提案ですが、西澤さんの関わっている施設に田嶋先生に入っていて、1年間安全委員会を取り入れてもらって、それで何も出てこなかったら、私は西澤さんのやり方を認めてもいいかなと思います。子どもたちははっきりいって、いまでも暴力をなくしてほしいんです。安全・安心に暮らしたい。その上でないと、親の問題とかに取り組めません。施設を出るまでただひたすら暴力に耐えて生き延びている。親の問題やトラウマに向かうのが施設を出たあとになってしまいます。

お願いですから、効果があるのなら、西澤さんがそれを本にしてすべての施設に案内して暴力をなくしてください。そしてそれを検証させるために、そのあとに田嶋先生に入っていて。西澤さんの方法でも暴力を防げるというのであれば、私は認めたいと思います。ぜひご検討ください。

司会（冨永） ありがとうございます。次々にご発言ください。お名前、所属をおっしゃっていただいて、簡潔にお願いします。

カワウラ 福岡市児童相談所から参りましたカワウラといいます。被虐待の子どものケアに関わる問題のように、だんだん思えてきましたので、ぜひ発言をしたいと思います。福岡市でも児童相談所の一時保護所があります。40名の定員で、いま45名の子どもたちがいます。児童間の暴力もありますし、職員に対する暴力もありますし、引きこもり、バリエードをつくっての立てこもり、いろいろなことが起きています。

私はずっと虐待の対応をやってきましたが、やればやるほど子どもの持つ問題は愛着上の問題のような気がしています。愛着の問題を抱えるがゆえに、他者イメージそして自

己イメージのゆがみがあって、そのことがいろいろな問題を引き起こしている背景の根幹にあるような気がします。個々にしっかり向き合って、この愛着問題を育てていくという取り組みが、とても子どものケアにとっては必要ではないかと思っています。安全委員会といわれる方式が、いったいそこがどういうふうになっているのかがよく分かりません。目の前の暴力は収まるかもしれませんが、子どもの心を育てているのでしょうか。そこがとても疑問に思います。

それからいろいろいわれている施設上の問題は、聞けば聞くほどいまの児童養護施設の社会的保護のあり方の問題ではないかと思います。ぜひ一緒になって……。

海野 すみません、簡潔にお願いします。

カワウラ はい。社会的養護の質を変えるような運動を、ぜひ一緒にやっていきたいと思えます。

司会（富永） ありがとうございます。

海野 最後のお一方です。

小川喜代光 私は児童養護施設で 18 年間、施設長として勤めてきました。いま、西澤先生がおっしゃったこと、先生の本も読ませていただいております。西澤先生は行政に対してすごい力を持っておられる。いま先生のおっしゃったことを聞くと、行政は先生のいわれること聞いて動いているような気がする（笑）。

海野 首振っています。

小川 私が勤め始めたとき 6 対 1 であったのが、やっと 4 対 1 になった。18 年間かかっている。この間の子どもの痛み、子どもの悲しみをどう捉えるか。私はたまらない。それから親が暴力を振るった理由を子どもに説明して、親の暴力を子どもに理解させること、これが教育ですか。私はまったく理解できない。子どもがいま暴力で泣いている。これをいま救わなきゃいけない。

さらに学校でいろいろな問題が起きている。第三者委員会をつくってやらせる。誰が考えたんですか。第三者委員会が出した結論が、どれだけ全国の学校に好影響をもたらすことができますか。第三者委員会が出した結論に学ぶことなく、また虐待を起こしているじゃありませんか。あんな第三者委員会こそ、本当に無意味です。

もっともっといいたいのは職員。福祉施設の職員は、あなたがいわれるように本当に力があって、それだけの条件を今日まで整えられてきましたか。いま最も厳しい条件に置かれているのは児童福祉施設の職員です。以上。（拍手）

司会（富永） ありがとうございます。お三方のご意見も含めて対談を続けていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

西澤 一応お答えすべき……。やはり周りは敵ばかりだったな、というのが正しかったかなと（笑）。いやいや、何でもないです。

司会（富永） 何ですか。

西澤 聞こえなかったらいいです。

司会（富永） いま、聞こえなかったんです。

西澤 敵ばかりだなと思ってね。応援のメッセージもいただきましたけれど。

司会（富永） でも、愛着のことが大事だとおっしゃいました。

西澤 はい、それはまた田嶋先生にお答えいただくだろうと思いますが。

司会（富永） 今回は敵、味方というよりも、児童養護施設で生活する子どもを、みんな力を合わせて支援していきましょうということですから。

西澤 いや、分かっています。ただ、やはり……。

司会（富永） 方法の違いを、お互いにクリアにさせていただくということだと思います。

西澤 先生がとてもいい子なのはよく分かりました。私はどうしても俎上の鯉になっていますので。何いわれたのか分からなくなっちゃった。最初のご指摘は何でしたっけ。

東京の施設がいいわけではない。それは分かっています。東京の施設だって暴力がある。分かっています。その施設の改善、改革はやっていかなければいけないというのは、やはり大きなテーマだと思っています。

田嶋先生に私が関係している施設に来ていただいてというのは、私が「うん」といっても、施設の関係者が拒否するのは間違いないので無理だと思います。私以上に実際の現場で一生懸命ケアしている職員は、安全委員会方式というやり方はとても傷付いていることを見聞きしています。それはごめんなさい。西澤の考え方が正しいかどうかというのは、施設の実践を見ていただくしかないかな。だから田嶋先生にそういう施設を見ていただくことについては、私は大いに歓迎したいと思うし、ぜひ来ていただければ。そしてその現場で、実際に子どもたちと話していただければありがたいと思っています。

それから私たちが行政をつくってきたわけではなくて、でも実際にみんな努力して、それこそ現場の人間の努力もあって、遅ればせながら6対1が4対1に最近改善した。ただ、それでも足りない。私、それを責められたのかなと思ったんです。なんでそんなにゆっくりにしているんだというような、その間に子どもたちが泣いているというのは分かります。

ただ私たちはどちらかというと、真ん中の人間ではなくて全国の協議会があるわけです。児童養護施設協議会が……。ここでいうと、またほかのところで引っ張り出されるかもしれないが、やはりそれはさぼってきたんだろうなと僕は思います。そういった子どもたちのケアの問題について、最も訴えていくべきは全養協（全国養護施設協議会）だったと思っています。

それと親の暴力を子どもに伝えるというのが、意味が分からなかったのですが、子どもたちは親から暴力を受けて、そのことを分かっていますね。親がどういう状況で、あなたに暴力を振るって養育できなかったかということを、子どもと一緒にそこを整理していくことになります。それがどうしてよくないのか、私にはよく分かりません。トラウマだとエクスポージャーがベースになりますし、ソーシャルワークでもライフストーリーワークはとても重視されています。子どもの人生を、子ども自身がちゃんと理解をすることがベースになります。そういった支援を実際にやっていて、極めて有効だということは実感しています。

私に答えられるのはそれぐらいで、あと田嶋先生のほうに。

田嶋 どうもありがとうございました。私は愛着とかトラウマとかが必要ないといっているのではなくて、安心・安全を基盤にしたトラウマケア、安心・安全を基盤にした愛着のケアが必要だと申し上げているだけです。先ほど福岡市の児童相談所の方のお話がありましたけれど、一時保護所も大変なんです。結構ありますよね。私も実際聞いたことがあります。福岡市の児童相談所の一時保護所でもあるということ。

先ほどご質問なさった方に申し上げたいけれど、そこで起こっていますよ。それをどうやってキャッチされているのかということ。あなた方がキャッチしていないことを、あとで、一時保護所で大変だったという話を聞いたことがあります。そういう潜在的暴力をキャッチするのは大変難しいのです。

西澤さんは「いや、ケアを細かくやれば、細やかにやればキャッチできているんだ」とおっしゃるけれども、個別にいくらやっても、聞き取っても出てこないんです、難しいんです。このキャッチの難しさについてのズレですね。これを感じました。たいへんに難しい。つまり施設を挙げて何かやっているという、ちゃんと暴力を許さないと活動しているという実感がなくて、一見落ち着いているように見えている施設でさえも、子どもたちは声を上げられない。この認識が私にはあります。

西澤 いま本当に感じているのは、かなり次元が違うところでのやり取りになっている

なと思う。キャッチするというのは、個別に関わるというのは聞き取ることではないんです。いわゆる信頼関係、それこそまいわれたようなアタッチメントの形成、そういうことに主眼を置いて、日々ケアをしているということです。さっき富永先生がいった、たとえば西澤も暴力があったら、すぐに職員が駆けつける。そういうのには賛成だといっていると。

それも実は違います。ちゃんと日々のケアができていて、個別の関係性、信頼関係、アタッチメントができていれば、そのケアワーカーが来るだけで子どもは落ち着いてくれるんです。それはみんなで6人も7人も集まってやらなければいけないこと自体が、ケアが不十分なことの証左だけれど。だけど、それでもそれまで暴力があっても誰も来なかったと。ある意味、子どもが暴力を起こしているのに、暴れているのにネグレクトしている状況だったことから比べると、そこには正のベクトルが働くわけなので、それは改善だと思います。だけどみんながワッと駆けつけられないといけない状態を、つくってしまっていたことが問題だということです。そのへんのことが同じ言葉を使っていながら、違うところでやり取りしている感じがすごく強くなりました。

田嶋 私も西澤先生がお分かりじゃないんだなと。子どもたちが本当に施設で安心・安全を実感していても、言っても大丈夫という感じを持つのは個別だけでは難しい。これはスーパーカリスマ指導員やカリスマ保育士さんがやればできるのかもしれない。しかしそういう人はそうそういない。それを考えると、キャッチすることはものすごく難しいことだ。そういう意味では、子どもたちは職員の上手をいっている感じがものすごくします。そのキャッチの難しさですよ。キャッチしなきゃ、次が始まらないだろうと思います。

西澤 やっぱりずっとすれ違いかな、ごめんなさい。

田嶋 普通、対談というのは話のかみ合いどころが醍醐味ですけど、今回の対談はちょっと違って、このすれ違いどころが醍醐味でありまして。そのすれ違っているところに、この領域の大事な問題があるんだと、皆さんにご理解いただければと思います。

海野 「次元の違う」という西澤先生のお言葉だとか、田嶋先生の「やはり現実に関わりたい」という言葉はとても重いものだと思います。

私自身は医療でしばらくやってきた人間ですので、強制退院という言葉があります。治療という目的のために臨床心理をやっていくわけですが、あるところで限界がきます。その病棟では抱えきれないものがあって、泣く泣くその子に強制退院を言い渡してしまう。そのあと職員さんはだいたいが鬱になります。でも何かの取り組みをしないと、日々の関

わりの中だけでは子どもの大きな暴力、トラウマ、愛着の問題がケアできないんですね。ですから田嶋先生がおっしゃることも本当によく分かるし、特に性暴力に関してやってきましたので、どんなに隠ぺい、封印されていたかということも分かっています。

ただし、いまもう一つ、里親を経験しています。うちの5歳の女の子が一つ問題を起こして学校内で吹き荒れたときに、治療施設には行くかもしれませんが、カウンセリングには通わせるかもしれません。でも、措置変更という形になるかといったとしたら、やはりそれはしないだろうと思うわけです。そこに医療的な次元と福祉的な次元と、やはり両方が必要ではないかというところなんです。

司会（冨永） 僕も一ついっていい？ いわゆる大学の相談室で、中学生が親への暴力が止まらなかったですね。そのときにどういう対応をしたかというところと医師との連携をしました。お医者さんに診てもらって、お医者さんも「家で暴力が止まらないようだったら、この医療機関に入院して治療しましょう」と提案してくれました。結果としてそこに入院しなかったけれど、そういうことをきっかけに暴力ではなくて、言葉で表現できるように少しずつなっていくんですね。

やはり暴力、犯罪を止める。そして暴力でない表現の仕方を、きちんとこの社会が守ってあげる。そういう場所を必ずつくる必要がある。それは医療機関であったりするのではないのでしょうか。

西澤 それはおっしゃるとおりだと思います。われわれだって子どもが施設でどうしようもない、感情爆発でコントロールが効かない状態。もちろんそれは福祉的なケアで何とかしようとはしますが、駄目な場合、それがうまくいかない場合には医療機関を使って、短期的な小児精神病棟への入院。これは医療機関も求めますが、そのときには必ず戻ってくるという前提でやります。われわれは治療する機関ではなくて、住まう機関、子どもの暮らしを保障する機関なんだというところが、われわれの専門性だろうと思っています。

司会（冨永） だけど、そこで人を傷付け続けるという行為ね。それは許されない。それを止めるためにも医療機関と先生は連携するから、そこで暴力を止める。そういう守りのある枠を、児童養護施設ではないところで提供してあげることが必要ではないかと。

西澤 いや、僕はもしそれだとしたら小児精神病棟がもっと増えて、それこそ海野先生がいらっしゃったような医療機関が増えることのほうがいいと思います。

田嶋 措置変更は退所については、全国でたくさん退所になっている子がいるんですね、

実は残念ながら。ちゃんとした統計はないけれど、体験的には結構たくさんあるとはいえると思います。

私の経験では施設関係者は、やはり退所はしたくないですよ。退所になったあとは、職員さんは落ち込んでいますよ。なるべくしたくない。だけど深刻な事件を起こしたら、退所にならざるを得ないんです。特に性暴力。たとえば性暴力、強姦されていた。そのときにどうしてこの子を措置変更にしなくて、被害児と一緒に暮らさせるか、生活の場ですからね。それから強姦の被害者と加害者を、同じ屋根の下に暮らさせるということは、普通はあり得ない。

それから殺人事件、つまり殺された子がいるという話をしました。子ども間暴力で3人殺されています。殺されても退所はしないのか、それは極端な話だけれど。じゃあ、殺すまでは至らなかったけど、だいぶやったぜと。そのときにそれでも被害児も加害児も、同じ屋根の下で暮らさせるのかということ。だから施設関係者も本当はつらいけれども、ここまで深刻な事件を起こされたら止むを得ないだろうという現状がいまあるんです。その現状をどう考えるかです。退所ということはなるべくしないほうがいいけれど、しかし絶対あってはならないことでは決してないと思います。

西澤 はい、もちろんいわれていることはよく分かります。たぶん田嶋先生よりも私のほうが経験は長いので、かつてからいままでずっと見てきているのでおっしゃることは理解できます。

ただ、その部分に対して、じゃあ、養護施設がいままで無策できたかという、決してそうではないですね。これは正確な数字が分からないので、私のいうことがそのまま独り歩きしてほしくないのですが。私が関わっている施設では、少なくともこの10年は措置変更がないはずですよ。それはやはりケアワーカーが、しっかりとケアしているということですね。もちろんその間の精神科病棟への入院はありますけれども、措置変更はやっていない。

いま性加害、被害の問題はどこの施設でも、施設開闢（かいびやく）以来、特に男の間は支配関係の中で起こっている。あれは性的欲求というよりは、支配欲求の形を変えたものだと思います。それもあって私も肛門性交、肛門レイプのケースも扱います。もちろんおっしゃるとおり、そのときに被害者と加害者を同じ屋根の下で生活させていて、ケアできるはずがないじゃないか。そうなんです。でも、措置変更してもケアされないことが分かったの。たとえば児童自立支援施設にレイプ加害を起こした少年が措置変更にな

っても、その子自身が被害体験を持っているので被害体験を扱ってもらえないし、性教育という形でトレーニングされるだけなんですね。性暴力って、性教育で何とかなる問題ではなくて暴力の問題なので。措置変更しても駄目だということが分かったら、結局その子はどこにも行きようがないんですね。

その結果、施設がどうなっていたかという、さっき申し上げた小規模化、個別化というのはグループホームという形で、いくつかの地域に施設を点在させるという方式の展開が多いです。これは別にそれを狙ったわけではないけれど、同じ施設のグループホームで加害者と被害者が、中学区が違うところで生活していれば両方ともケアが可能です。十分かどうかは別にして。そういう形でそういった問題に対しても、要はさっきもいいましたけれど、現実を所与のものとするのではなくて、この子たちをケアするためには社会はどう変わっていくべきなのかという観点で、一方、考えていかないといけないと僕は思います。

田 畠 私は、おっしゃることは理解できます。つまり社会全体としてこの子たちを見捨てない、ケアしていくことが大事であって、何があってもこの施設で見なければいけない、ということでは決してないと私は思います。そういうことと理解していいですか。

西 澤 いや、ごめんなさい。僕はいったんその子と関係をつくれたら、やはりみんな最後までその子のケアをしたいと思うし、子どももケアされたいと思うし。養育の場の変更というのは、子どもにとっては喪失体験ですから。

田 畠 どんな深刻な事件を起こしても？

西 澤 だからどんな深刻な事件をと。そういわれると、確にかかつてこんな事件があったなと、頭の中で浮かぶけれど。いや、待てよ。それって 20 年前の話だったよな。いまは経験していないよな、となるので。そこは整理させていただきたいと思います。

田 畠 全国で大変だと思う。それから西澤先生がおっしゃっているように、本当にそういう施設が落ち着いているならいいけども、小規模化して。たとえば 10 年措置変更がない施設で何も起こっていないかという、学校のいじめでもそうですけれど、被害児が我慢して、耐えて、耐えて、耐えてというパターンが全国的にはあるように思います。

その証拠に卒園したあと何年かたって戻ってきたら、「先生、何も分かっておらんね。あのときはこうだったんよ」と話を聞いた職員さんは、全国にベテラン職員になればいっぱいおられると思います。

西 澤 それはそうで。だから安全委員会方式がそこまでそういうことがないんだ、取り

こぼしがないんだというのは、どうやってそういう自信があるんですか。

田嶋 落ち着いているように見えた施設でもあることをキャッチしたし、それからいえなかった、長いこと続いていて。先ほど出しましたよね、何回目かの聞き取りでやっといえるようになった。そういうことが出てきているからです。それから卒園した子たちが、あの話も聞いています。

司会（冨永） フロアから発言を求められていますので、学会ですので、どうぞ。簡潔に所属とお名前をいって発言してください。

萬屋育子 私は愛知県の NPO で、虐待防止の活動をしている萬屋と申します。児童相談所で長く児童福祉司として働き、児童養護施設にも関わってきました。児童養護施設に入っている子どもたちが問題を起こしたとき、なかなか有効な手立てが取れませんでした。職員に暴力を振るった子もいました。自分が不登校で、ついでにほかの子を学校に行かせない子。年長の子から暴力を受けた子。小学校高学年の男の子と低学年の子が、押し入れの中で抱き合っていたことを目撃したこと、などなどです。

そういう場合にどうしたか。心理士に施設に行って面接をしてもらう。逆に施設の担当者と一緒に児童相談所に通ってもらう。それから施設の中で、性教育の時間をつくってもらったこともあります。施設の心理士が、一生懸命カウンセリングをしてくれたこともあります。そのときそのときで打てる手段、使える手は使いました。けれどもあくまでもこれは私が担当した子ども、それこそ個別の関わりしかできなかったんです。

ご存じのように養護施設には、複数の児童相談所から措置されてきます。そうするとそれぞれの児童相談所の担当、それから児童相談所で考え方が違いますので、自分の担当の子には関わることができても、全体の子どもたちに関わることはできないのです。退職前に、私は安全委員会を知る機会がありました。システムとして関わることに、たいへん新鮮なイメージを持ちました。それで愛知県の中で児童相談所の職員に安全委員会について触れ回り、三つの養護施設で導入することができました。

私は効果を三つだけいいたいと思います。決して退所させるシステムではないということです。養護施設で長いところは3年目になりますけれども、退所させた子どもはいません。毎月聞き取りをしますので、子どもたちに相談する力、信頼する力がつきます。毎月の聞き取りの中で、子どもと職員の間に信頼関係が生まれます。そして子どもは自分やお友達が困ったときに、相談してもいいという相談する力が生まれます。これはのちのち、たいへん大事な力だと思っています。虐待ケースはご存じのように孤立して、相談するこ

とのできない人が起こしています。

二つ目です。「たたくな、蹴るな、言葉でいおう、優しく？いおう。相手が悪くてもたたいてはいけない」が合言葉です。高校生、中学生はちょっと凶に乗った小学生や、生意気な小さな子に挑発されることがあります。でも、たたいたら駄目なんです。この中学生、高校生は、数年たつと親になる可能性があります。親になったときにやんちゃな子ども相手にたたかない、この訓練になっていると私は思っています。

三つ目です。導入後の大きな変化。これは養護施設の職員たちの自信です。本当に自分たちが対応できる、この方法なら子どもたちの暴力問題について対応できるというのが日々実践になっています。職員の皆さんは語りませんが、私は一施設の安全委員会の委員長をしていますけれど、職員の自信、子どもたちのことを語るときの優しさは、現役中にはお目にかかることができませんでした。

私は、もともと施設養護より家庭養護の立場です。子どもに安心・安全、安定した関係をつくるために里親、中でも特別養子縁組を前提にした赤ちゃん縁組に取り組んでいました。けれども養護施設には現実的に、こんなにたくさんの子どもたちが生活しています。親と一緒に生活できない子どもたちが、再び傷付けられることがあってはならないと思います。性加害問題、性被害問題が起きている、というのを知りながら放置することは絶対に許されないと思います。

司会（冨永）　ありがとうございます。

萬屋　ですから両方でいい方法であれば、それぞれでやっていくということで。批判するのであれば、それがなぜ駄目なのかということをしっちりお話ししてほしいと、いま対談を聞きながら思いました。以上です。（拍手）

司会（冨永）　ありがとうございました。この対談は臨床心理学の雑誌に誌上討論ということで掲載されたことを受けて、私は西澤先生とも田嶋先生とも一定の距離をもって関わってきた関係でですね（笑）。とてもいいことをして関わってきた関係でこういう会が持てて。きょうは共通性と方法論の違いがかなり明確になって、ひょっとしたら取っ組み合いの暴力が起こるんじゃないか、という危惧もあったんですけど。

田嶋　…？

司会（冨永）　そういうこともなく、あと5分残すことになってこういう企画をしてよかったなと思います。本当に暴力に苦しんでいる子が、わが国の中でたくさんいるんだということを実感いたしました。お二人の先生に2分ずつぐらい、締めくくりの言葉をいた

できればと思います。

田 畠 二つ申し上げたいと思います。一つは先ほど西澤先生がおっしゃった、性暴力は性教育では解決しない。私もそのとおりで、かねてからそういうことを主張しています。ぜひ、そこを皆さんに認識していただけるとうれしいなと。

私はあちこちで西澤先生に批判していただいているのですが、誰であれ、安心・安全な生活を実現するということに尽力していただきたいと思っています。西澤先生は西澤先生でやって、それを広めていただきたい。僕はいま 18 施設でやっています。西澤方式なり何なり個別ケアを含めて、そういうことを、責任を持ってやって広めていただきたいと思っています。

今回こういう場が持てたことは、僕はこれ自体で半分は成功だと思っていました。なぜかという、こういう問題が大事だよということ。やり方はいろいろかもしれない。私は私のやり方でやっていくし、西澤先生が「いや、自分が間違っていた」なんていうはずはないと思っていたので。むしろ聴衆の皆さんがこういう問題が大事だよということ、そしてやり方、考え方はいろいろある。いろいろな人のいろいろな思いはあるけれど、しかし安心・安全は大事だよ、ということを認識していただければ、この会が十分意義があったと思うし、西澤先生に出てきていただいた甲斐もあったと思います。いい企画をしていたと思います。富永先生、海野先生、ありがとうございました。(拍手)

海野 最後に西澤先生、よろしくお願いいたします。

西澤 田畠先生は、そういうふうにいわれるだろうなと思っていましたが。僕の中でまだ落ちていないのは、心理士の人は分かりにくいかもしれませんが、ソーシャルワークは社会正義の実現という価値観を持った社会科学ですね。その観点からしても、行動療法的な管理というのとレベルが違うのではないかなと思っていて。ただ、それをどのように言葉に紡げばいいのか。僕の言語能力の低さで、なかなか皆さんに伝わらない部分があるかなと思っています。これは実践していくしかないし、現に私たちのやり方でやっていただいている施設もあるので、その人たちからもいろいろ発信してもらえればと。このフロアにもたくさんいらっしゃるけれど、なかなか発言してくれないので。それが一つあります。

それからさっきのヨロズヤさんの指摘について。僕は、批判点ははっきり出して、いろいろな点で問題があるということはいっているつもりです。それはまた田畠先生にも、ご考慮いただければいいかなと思います。

もう一つ、本当に細かい問題だったのでスルーしたのですが、そこが根底的にあるのか

なと思ったのは、子どもが高校を中退したから施設にいれなくなるんですよね、とおっしゃって。里親さんに「措置変更になりました」という。これって、そういうことをやっている施設だから、暴力の問題が吹き荒れるのかなと思うわけです。

要は児童福祉法には、どこにも中退したら施設には入れません、と書いていないんです。中退した子のほうが支援の必要性が高いですよね。その子を「中退したから出ていきなさい」と平気でやる。これは10年ぐらい前まで、施設の都合でずっとやっていました。だけど、それはおかしいよと正してきました。そういうものも施設内での暴力の問題とも、たぶんどこかでつながっているんだろうなと思います。

私は一応心理士ではありますがけれども、社会福祉に身を置く者として、社会的養護というのは大人すべての責任です。それは安全・安心の生活を保障するということを含めてですが、その方法論も含めてしっかりわれわれで考えていくというスタートになれば、私の富永先生に対する恨みも感謝に変わるのかなと思いました。どうもありがとうございました。(拍手)

海野 あと1分になりました。西澤先生のおっしゃった「社会的養育を保障する」ということはどういうことなのか、そして「現実介入する」と田嶋先生がおっしゃった一つの大きなモデルの提示。それぞれ大事な部分がありまして、答えは一つではないのかなという気持ちになっておりました。もう少し違う、もう少し離れたところで形而上的な文化装置みたいなものを、私たちがつくらなければならないのかなというようなことを垣間見ました。

*もし、フロアからご発言された方で、お名前などの誤りがあれば、学会事務局にご連絡ください。